第2次坂祝町自殺対策計画(案)について 【概要】

【計画策定の趣旨】

「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、自殺対策を総合的に推進してい くため、第2次坂祝町自殺対策計画を策定します。

【計画の位置づけ】

自殺対策基本法第13条の規定に基づき、坂祝町の状況に応じた自殺対策の施策を策定します。上位計画である「第7次総合計画」や地域福祉計画などの関連計画と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画と連携を図ります。

【計画の期間】

令和6年度から令和11年度の6年間とします。

【計画の数値目標】自殺者数を4人以下にする。

平成30年~令和4年(現状値)	令和6年~令和10年(目標値)
4 人	4人以下

※令和6年~令和10年の結果をもとに、令和11年度に評価を行います。

【自殺対策の取組体系図】

6つの基本施策

- 1. 関係機関の連携とネットワークの強化
- 2. 自殺対策を支える人材育成の強化
- 3. 町民への啓発と周知
- 4. 生きることの促進要因への支援
- 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 6. 女性に対する支援の強化

3つの重点施策

- 1. 勤労・若年者への支援強化
- 2. 高齢者への支援強化
- 3. 失業者・生活困窮者への支援強化

生きる支援の関連施策